

令和8年8月31日

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害における
「電話相談窓口」の設置について（追加）

この度の令和8年8月27日からの大雨に伴う災害の影響により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会は、今般の災害による被害を受けられた方で、北対協融資をご利用の皆様および借入資格をお持ちの皆様に対しまして、下記のとおり「電話相談窓口」を設置いたします。

「電話相談窓口」の設置

窓口設置期間	令和8年 8月28日から当面の間
設置場所および電話番号	札幌事務所 融資グループ 0120-404-251 （通話料無料）
設置日時	平日 9:00～17:30
対象となる方	借入資格をお持ちで令和8年8月27日からの大雨に伴う災害の被害を受けられた方（富山県4市、石川県4市町、 <u>福井県6市町</u> ）

※ 個別の状況に応じてご相談を承ります。

※ 8月31日付けで下線の対象地域追加

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ
門脇（かどわき）、関（せき）、中村（なかむら） 電話：0120-404-251